

第33回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第33回定例会

令和7年12月25日

開会 14時30分 閉会 16時30分

出 席 委 員
(20名)

会長 依田 繁二	
1 小野澤 文利	13 田中 章
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 榎原 龍太郎	16 倉嶋 慶和
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 大塚 和信
11 田口 千秋	

欠 席 委 員

会長職務代理 船田 寿夫 14 柳澤 大作 推進 伊藤 茂

議事録署名委員

2 笹平 民男 3 榎原 龍太郎

出 席 職 員
(7名)

農業委員会事務局	
事務局長	重田 雄一
事務局次長	小林 誠司
事務局	佐々木 大輔
事務局	鈴木 優
事務局	福川 佳菜子
事務局	堀 涼佳
事務局	小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消申出について

第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 皆様、お疲れ様です。本日、欠席者が3名います。皆さん揃いましたので、ただいまより第33回農業委員会定例総会を開催します。それでは、会長挨拶、その後の議事録署名委員の指名と議事を進めていただければと思いますが、よろしくお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。今日は3名の方が欠席されています。恒例となりました今年の漢字は熊でしたが、個人的には米でした。昨日、農林水産省は法律を改正して、米の生産を需要に応じた生産と明記する方針ですが、農政の一貫性がなく政策の迷走を感じました。それでは、12月の主な内容ですが、地域計画の実践に向けて、農業委員さんに参加いただき、5地区の推進委員会議が開催されました。13日には長野県第3区選出国会議員との農政懇談会が開催されました。18日は巨峰の王国まつり実行委員会が開催され、出店全体で〇〇円、農業委員会出店の焼きモロコシは〇〇円の報告がありました。22日は農業振興審議会が開催され、農振除外申請が15件あり現地調査を行いました。以上です。

それでは、審議に入ります。今日の議事録署名委員は2番の笛平委員と3番の檜原委員にお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本日案件が5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 〇〇番、図面は1ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、〇〇に在住のため耕作出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており正式に譲り受けるものです。申請地では、レタス、玉ネギ等を耕作しています。後継者は、〇〇が〇〇人います。譲受人自宅から徒歩〇〇分のため問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番他〇〇筆、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇にある農地です。譲渡人、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、〇〇のため耕作出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。後継者は〇〇がおり、一緒に耕作してい

ます。譲受人自宅周辺なので問題ないと判断しました。

3-3 ○○番、図面は3ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、耕作をしないため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、トウモロコシを栽培する予定です。後継者については、○○と○○が○○人います。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-4 ○○番他○○筆、図面は4ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○ある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、○○在住のため耕作出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、クルミ、柿、キュウリなどを栽培予定です。後継者は、○○がいます。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-5 ○○他○○筆、図面は5ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人、譲受人は○○の方です。譲受人が、農地の管理をしており正式に譲り受け耕作するものです。申請地では、白菜、キャベツを栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分のため、問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。番号1につきまして、船田会長職務代理が欠席ですので、先ほど事務局の説明した内容をもって、ご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでの採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め決定とします。続きまして、番号2の案件につきまして、井出委員より説明をお願いします。

井出委員

資料は2ページをご覧ください。譲受人の○○と譲渡人の○○は、家が近所です。前から○○が耕作をしていましたが、○○が耕作出来ないということで、正式に所有権移転になりました。当該地は○○の自宅に近く、後継者も現状、一緒に耕作しているため問題ないと私は思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでの

で、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

資料は3ページになります。場所は○○より○○側にあります。譲渡人は○○、譲受人は○○です。所有者の○○から、○○に買って欲しいという申出があり、○○が了承され今回の3条申請となりました。場所は譲受人自宅と目と鼻の先で、現況は畠で使う予定ですが、地目は田になります。特段問題はありませんが、ご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号3の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようすで、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員

資料は4ページをご覧ください。当該地は、○○付近にあります。譲受人の○○は自宅前にある耕作に便利な当該地を譲り受けたい、○○は○○在住のため耕作出来ないため、譲り渡すことになりました。譲受人は○○年以上の農業経験があり大型農機具も所有して、地域との協力等もすべて承知しております。特に問題ありませんので、ご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようすで、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして、田中委員より説明をお願いします。

田中委員

資料の5ページをご覧ください。場所は、○○の集落内にある農地です。譲受人の○○は○○で、農業では水稻が○○、その他キウイフルーツ、アケビ等を栽培しています。当該農地は譲渡人の○○は、○○がいなくてまた家庭等の事情で、農地を手放したいという意向があり、近隣の耕作者である○○に譲り渡すということです。今回の取得農地については、白菜、キャベツ等を栽培したいとのことです。○○の農地から徒歩○○分と大変近い場所であり、所有している農地と隣接しているため、特段問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号5の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようすで、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について案件が1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

4-1 ○○他○○筆、追認案件です。資料は6ページから8ページです。場所は○○から約○○メートル○○に位置する農地です。倉庫、車庫の申請です。申請者は○○の方です。申請人の被相続人である○○が、生前に自宅隣接地に倉庫を建設しており、○○年が既に経過していますが、このたび正規の手続きを行うため、顛末書を付し申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、井出委員より説明をお願いします。

井出委員

資料は6ページから8ページです。自宅前の農地ですが、私が知っている限りではすでに倉庫があり、自宅を改修した時の経緯は実際のところわかりません。奥さんにも聞きましたが、結婚した時からあったということです。旧北御牧村時代に手続きが出来ていなかったと判断するしかありませんが、実際は倉庫として使用していますので、許可申請についてご審議いただきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

田口委員 以前にもこのようなケースがありましたが、顛末書はあるのでしょうか。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 顛末書はあります。適正に許可を得たいということで、申請が上がっています。

議長（会長） 田口委員、よろしいですか。

田口委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。

小野委員 違反転用について、航空写真で重ね合わせて判別するはどうでしょうか。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 東御市では、画面に3年前の令和4年の写真と令和7年の写真を同時にカーソルで動かし、同じ場所を見ることが出来ますが、違反の発見は目視で行っています。

小野委員 わかりました。

議長（会長） 他にありませんか。

五十嵐委員 ここは雑種地の扱いになるのですか。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 自宅に隣接しているため、宅地評価になります。

五十嵐委員 わかりました。

議長（会長） よろしいですか。採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について案件が1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

5-1 ○○番他〇〇筆、賃借権設定です。資料は9ページ、10ページです。〇〇から約〇〇メートル〇〇に位置する農地です。砂利採取の一時転用です。譲受人は〇〇の〇〇、譲渡人は〇〇の方です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用する計画で、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。当採取計画では掘削の深さは最大〇〇メートル、採取原石量は〇〇立方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から〇〇年間で、期間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧する計画です。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 資料は9ページ、10ページになります。〇〇がこの地区で砂利採取をして、今まで特段問題はありません。当該農地の草は周りを刈る位で、三角形で傾斜がきつく年月と共に石が出てきてしまい、耕作しづらい農地です。譲渡人の〇〇は以前農業をやっていましたが、下にある〇〇に貸していた経緯があります。〇〇は何年かキャベツ等を作っていましたが、耕作しづらく利益が上がらなかつたので、何も作らないような状況で荒れていきました。そのことも踏まえ、砂利採取をして石を取れば耕作しやすく、荒れた状況から脱出出来ると思います。より良い農地にするための事業だと、ご理解いただければと思います。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようすで、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画12月分について説明します。資料の5ページが中間管理を通した所有権移転です。2件、5筆、合計9,759平方メートルです。資料の6ページから7ページが、地域計画内における中間管理を通した権利移転になります。2件、22筆、合計29,322平方メートルです。資料の8ページから11ページが、地域計画内における中間管理を通した利用権設定です。32件、75筆、合計116,996平方メートルです。資料の12ページが、地域計画外における中間管理を通した利用権設定になります。1件、2筆、合計1,280平方メートルです。全体の合計は37件、104筆、157,357平方メートルです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。各地区の担当の皆さんよく見ていただき、問題がないかをご審議いただきたいと思います。

五十嵐委員 集約プランに基づいて、この農地は地域的には○○が○○割以上やっているため、○○に任せた方がいいという話し合いをしているのですか。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 ○○の件ですが、農業農村支援センターで振り分けをしたり、地域計画の目標地図で決められていますが、地権者が貸したいということです。農業者同士の話は出来ていなくて、陣地の取り合いは難しい状況です。水田は地域計画が始まる前に大規模米農家を一人ずつ集めて要望等を聞きます。今は現状のままで、引退したら集約効率を考えていくことで、進めていく段階です。

議長（会長） 五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。

田口委員 地域計画に関連して、10年後どうなるのか、どういう目標で、どう進めていくかということを見て作っていかなければならぬと感じています。

議長（会長） 地域計画で国では5年後、10年後を見据えて欲しいと言っていますが、区分けする以上に、実際にやる人がいないことを心配しています。このことを、国会議員に懇談会の際に申し上げました。他にありませんか。

白石委員 中間管理機構は、双方での相対の条件を基にして、登録をされているのですか。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 中間管理機構では、双方で借り手が決まっている農地が、契約に進むことが可能になります。農業農村支援センターで、農地の所有者の方が借り手を探して欲しいという相談がある際は、農地の近くの方に集約して欲しいと紹介しますが、農地を耕作していくことが厳しい場所で、集約することが難しいと言われることが多いのが現状です。

議長（会長） 白石委員、よろしいですか。

白石委員 はい。

議長（会長） それでは、第4号議案につきまして、採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、事務局からお願いします。○○の退席をお願いします。

事務局 議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明します。資料13ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律、第17条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農業委員会が委嘱することとされています。この度、農地利用最適化推進委員の任期が令和8年3月31日を以って満了となりますので、5名の方の委嘱についてご

審議をお願いします。候補者の氏名及び農業委員会等に関する法律第17条第2項に基づく担当区域を申し上げます。経歴等については、記載のとおりですのでご確認をお願いします。○○は○○地区、○○は○○地区、○○は○○地区、○○は○○地区、以上5名の皆様につきまして、任期は令和8年4月の委嘱日、○○月○○日からの3年間です。それぞれ、昨年から各地区において検討いただき、人格、識見ともに優れた適任者の推薦をいただいておりますので、委嘱につきましてご審議いただきますようお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。○○の着席をお願いします。続きまして、報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による届出について説明します。

番号1 ○○番、資料は11ページです。場所は、○○と○○の交差点付近にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地○○平方メートル、倉庫は○○平方メートル、軽量鉄骨造平屋建て高さ○○メートルです。

議長（会長）

ありがとうございました。続きまして、報告第2号、農地法第5条の規定による許可の取消しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第5条の規定による許可の取消しについて説明します。

番号1 ○○番、資料は12ページです。場所は、○○の交差点付近、○○の○○に位置する農地です。○○年○○月○○日付けで農地法第5条許可、転用目的は資材置場、使用貸借○○年で許可を得ていますが、入口が狭く使い勝手が悪いため事業未着手の土地でした。許可の取消しは、転用事業が未着手であること、権利の設定、移転が行われていないこと、耕作の要に供されていることの3点を要件としています。平成30年に制定されています。全ての要件を満たしているため、取消し可能であると判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、は報告ですのでご質問ご意見を受けませんがよろしいですか。これから休憩に入ります。

休憩

議長（会長） 再開します。それでは、第7回農業経営改善計画認定審査会に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 第7回農業経営改善計画認定審査会議案をご覧ください。
○○です。認定農業者の更新申請となります。住所は、○○番地です。営農類型は、単一経営稲作となります。目標も同様です。現状、年間所得は○○円、目標は○○円となります。年間労働時間は○○時間で目標も同様です。また、主たる従事者は○○人となります。1人あたり年間所得、現状が○○円、目標が○○円、年間労働時間が現状○○時間、目標も同様となります。生産について、水稻を栽培していく、目標に向けて水稻の作付面積、生産量を増やしていきます。（2）農畜産物の加工・販売その他の関連附帯事業については、農作業受託があります。（3）農用地及び農業生産施設は、東御市で現状、○○アール、目標は、○○アールに増やしていきます。農業生産施設は、ビニールハウス及びライスセンターを所有しております目標も同様です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、高温障害対策として、作付、収穫スケジュールを見直します。また、現在耕作している○○を中心に農地の集約集積を図ります。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、今年度、○○年度から青色申告を実施し、健全な経営管理に努めます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状○○体制で作業をしています。家族の役割分担を明確化し、作業を効率化することで休暇の確保につなげていきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに臨時雇用を確保していく予定です。別紙、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は特にありません。

○○です。認定農業者の更新申請となります。住所は、○○番地です。営農類型は、単一経営果樹類となります。目標も同様です。現状、年間所得は○○円、目標は○○円となります。年間労働時間は○○時間で目標は○○時間です。また、主たる従事者は○○人となります。1人あたり年間所得現状が○○円、目標が○○円、年間労働時間が現状、○○時間、目標は○○時間となります。生産について、シャインマスカット、巨峰、ナガノパープル、クイーンルージュなどを栽

培しています。目標に向けて生食用ブドウの作付面積、生産量を増やしていきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連附帯事業については、〇〇への果樹〇〇販売に取り組むほか加工品販売で売り上げを上げていく計画です。(3) 農用地及び農業生産施設は、東御市で現状、〇〇アール、目標は、〇〇アールに増やしていきます。農業生産施設は、雨よけハウスを所有しており目標に向け〇〇棟確保する予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、農地集積、集約化、新技術栽培の開発、持続性の高い生産方式の導入に取り組みます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、高付加価値化、ブランド化の推進、販路の拡大、新商品の創造、マーケティング、営業力強化に取り組みます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、〇〇の経営者の育成を図るとともに、〇〇の経営力の強化を図っていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、新規就農者の育成とその就農地の開発による新営利体制営業開発部含の構築を目指す。巨峰などの黒系ブドウの需要が見込まれるため、今後も安定した生産量を確保していきます。〇〇年、〇〇円、スピードスプレーヤー、乗用モア、〇〇年、〇〇円、雨よけハウスになります。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに常時雇用、臨時雇用を確保していく予定です。別紙、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はスピードスプレーヤー、乗用草刈り機などを確保する予定です。

〇〇です。認定農業者の新規の申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、単一経営果樹類となります。目標も同様です。〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇が設立され、〇〇を中心に農地を取得、中間管理を設定し耕作をしていきます。既に〇〇ヘクタール農地を確保し、〇〇年の〇〇月からワイン用ブドウの苗を植え、ワイン用ブドウの収穫、ワインの生産を行い、〇〇年〇〇にワイナリーを建設し、自社ワインの生産を取り組む計画となっています。そのため計画は、今年度決算から〇〇年間となっていますのでご承知おきください。詳細は、認定農業者申請資料にて収量、製造シミュレーションをご確認ください。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は〇〇時間で、目標は〇〇時間です。また、主たる従事者は現状〇〇人、目標は〇〇人となります。1人あたり年間所得、現状が〇〇円、目標が〇〇円、年間労働時間が現状、〇〇時間、目標は〇〇時間となります。生産について、〇〇年からワイン用ブドウの苗を植付けまして、目標に向けてワイン用ブドウの栽培面積を〇〇ヘクタールに増やし、〇〇キログラム確保していきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連附帯事業については、

ワイン販売、農業体験で売り上げを上げていく計画です。(3) 農用地及び農業生産施設は、東御市で現状〇〇ヘクタール、目標は〇〇ヘクタールに増やしていきます。農業生産施設は、〇〇年〇〇にワイン醸造施設を〇〇棟確保する予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、-現状、畠の整地、取得、賃貸準備および、苗の手配準備中となります。今後は、農地の集積化と機械等の導入による収穫の合理化により組んでいきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、-現状、ワインを生産する〇〇と〇〇の立ち上げ、〇〇年に向けて営農準備中となります。目標は、高品質のワインを作る申請〇〇を別途ご説明します。ワインの販売を行う〇〇とで役割分担を行いマーケティング力の強化を図ります。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、-現状、〇〇を立ち上げたばかりで、農地の整地準備や苗の手配中という段階です。今後は、多様な人材確保がされた企業体を目指します。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、〇〇円、スピードスプレーヤー、乗用モア、運搬車、農業用倉庫に活用する予定です。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに常時雇用、臨時雇用を確保していく予定です。既に、〇〇年〇〇月採用の常時雇用者を確保しています。別紙、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はスピードスプレーヤー、乗用モアなどを確保する予定です。続きまして、11ページをご確認ください。左側が現状の決算、右側が5年後の目標年の決算計画となります。生産されたワインは、〇〇の〇〇が購入する計画となります。〇〇は、〇〇が実施するワイン用ブドウ栽培、ワイン生産の事業を中心として、会員制度、法人連携、観光、体験事業を組み合わせることで農業を長期的に支える仕組みを構築することを目的として設立されました。社員は、業務委託を含め〇〇人の体制です。事業内容としては、〇〇事業、〇〇会員、〇〇会員に生産したワインを提供します。既に大口の会員は〇〇パーセント以上確保しています今後は、小口会員の募集を開始します。また、〇〇、〇〇業界をテーマとしたワイナリーを中心とした事業を行う会社となっています。生産されたワインは、会員を対象に〇〇パーセント、〇〇のツアーカー客を対象に〇〇パーセント、〇〇を対象に〇〇パーセント程度の割合で出荷予定です。続きまして、12ページ以降をご確認ください。この資料は、〇〇から提出された認定農業者資料となります。13ページをご覧ください。〇〇は、自社栽培自社醸造によるドメーヌ型ワイナリーを目指します。品種は、ピノノワール、シャルドネを軸にワイン用ブドウの植栽を〇〇年〇〇月から開始して最終的には〇〇ヘクタールとなります。14ページは、ワイン園場の航空写真となります。〇〇の〇〇側を中心に園場を確保していきます。15ページ以降

は収量、醸造シミュレーションになります。樹齢ごとに収量係数を反映してシミュレーションを作成しています。16ページは、年ごとの収量とワイン本数となります。目標年は、〇〇年分の収穫ワイン用ブドウとなり〇〇トンからワインの生産本数は〇〇本となります。なお、17ページにおいてシミュレーションの表を作成しておりますのでご確認ください。18ページ、19ページは委託醸造の計画となります。〇〇年より開始するワイナリー会員向けのファーストコミュニケーションとして位置づけとともに、計画期間の最初はワイン用ブドウが収穫出来ないため売り上げを上げていくためにワイン用ブドウを購入し、自社ワイナリーにて醸造、ワインを生産する計画が記載されています。目標年には委託醸造をやめ、自社ワインの生産に力を入れていく計画となっています。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1から担当地区の比田井委員より説明をお願いします。

比田井委員

訪問してお聞きしましたが、農機具等の償却資産が多く、農業はお金がかかると思いました。年間の〇〇が多いようですが、見通しは立っているそうです。

議長（会長）

ありがとうございました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員

〇〇は私の家の近くです。水田を中心に〇〇の代から、かなり頑張ってやっていますが、後継者はいるのでしょうか。

議長（会長）

事務局お願いします。

事務局

後継者はまだ決まっていないそうです。

小宮山委員

耕作面積が多いので、出来なくなると大変だと思います。若干、不安感があります。

議長（会長）

後継者対応を早期にしていただくということです。

五十嵐委員

畑では何かを作っているのでしょうか。

事務局

自家用野菜を作っています。

議長（会長） 他にありませんか。続きまして、番号2の〇〇について、武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員 〇〇は〇〇の代からあり、〇〇にして〇〇年になります。このエリアはワイン用ブドウが増えてますが、生食用ブドウをずっとやっていくということです。〇〇割が生食用ブドウ、〇〇割が加工したドライフルーツで、特に巨峰のドライフルーツはネット上で好評で、更に、広がっていくと思います。生食用ブドウを新しく改良、開発し新しいものをやっていきたいそうです。常時雇用者は〇〇人いて、繁忙期にはパートを雇っていますが、人手不足になっています。このエリアは生食用ブドウが中心で、巨峰栽培が出来ないと言われた〇〇、〇〇にある農地を集約し借り受けています。新規就農者の育成を図っていますし、生食用ブドウ1本で進めていますが、集中していいと思いますので、これからも頑張って欲しいと思います。

議長（会長） ありがとうございました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、番号3の〇〇について、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 〇〇と〇〇は親密な関係になっていて、こんなに収益が上がるものかと思い、当人達と話しをさせていただきました。〇〇は、〇〇周辺の〇〇でワイン用ブドウを栽培、ワイナリー建設を予定しています。代表取締役は〇〇、〇〇の〇〇は役員に加わっています。〇〇年の〇〇に本格的にワイン用ブドウの栽培を開始し、〇〇にツアー客を募って植栽を考えています。資料13ページに書いてありますが、全体方針としては栽培から瓶詰めまで一貫して行う会員制ワイナリーを目指して、〇〇本の植栽を予定し、収量、製造は、シミュレーションを〇〇年先まで細かく研究しています。卸販売は一切やらず、直接販売を〇〇パーセント、〇〇の会員、〇〇のツアー客、直営の旅館、ホテルに販売予定です。1本当たりの価格も非常に高く、富裕層の相手を見込んで設定しています。〇〇は〇〇していて、このワイナリー構想に賛同していただける人が多いと聞いています。〇〇は、農業を長期的に支える仕組みを構築したいという目的を持って設立した会社で、〇〇を長期的に支える後ろ楯〇〇です。そのため、農業経営改善計画の目標が達成出来るのではないかと思います。農業体験で東御市に集客し、観光、農産物の販売を積極的に行っていきたいということです。

- 議長（会長） ありがとうございました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。
- 倉嶋委員 ブドウ栽培するにあたって、どのような経験があるのでしょうか。
- 議長（会長） 生産技術に対して、事務局お願いします。
- 事務局 生産技術は、〇〇はワインの学校に通っていて、技術、知識はあります。認定農業者の〇〇がアドバイザーとして、お手伝いをしていただけるので、問題はないです。〇〇は農地も土壤検査を実施し、栽培に問題ないという結果が出ています。
- 議長（会長） 倉嶋委員、よろしいですか。
- 倉嶋委員 はい。ありがとうございました。
- 議長（会長） 他にありませんか。
- 小野委員 東御市にはワイナリーは何軒ありますか。
- 事務局 15軒あります。
- 議長（会長） 小野委員、よろしいですか。
- 小野委員 はい。
- 議長（会長） 他にありませんか。
- 白石委員 品質はどうなのか心配になりますが、本人の経験はあるのでしょうか
- 事務局 実際には初めての経験になるかと思います。認定農業者の〇〇がアドバイザーとして参加してもらい、栽培予定です。
- 議長（会長） 白石委員、よろしいですか。
- 白石委員 はい。
- 議長（会長） 他にありませんか。それでは、以上をもちまして、本日の提案事項に

つきましては全案件終了とさせていただきます。

議事録署名人

(※直筆でお願いします)